

平成 2 8 年 第 2 2 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 8 年 1 1 月 2 2 日（火）午後 2 時

場 所：教育委員会室

教育長	白井正三郎
委員	松原秀成
委員	尾上郁子
委員	石井正治

事務局	教育推進課長	柴田靖弘
	学務課長	川勝賢治
	指導室長兼教育研究所長	市川茂
	学校施設担当課長	高橋和彦
	統括指導主事	中山兼一

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡田隆史
	同 主査	飯田常雄

	<p>開 会 時 刻 午後 2 時</p> <p>白井教育長 ただいまから、平成 28 年第 22 回教育委員会定例会を開催します。はじめに日程第 1、署名委員を決定します。尾上委員と石井委員にお願いいたします。</p> <p>続いて日程第 2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに第 44 号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてを議題といたします。この議案は、教育に関する事務の議案について、平成 28 年第 4 回江戸川区議会定例会で審議するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取されたものであります。本件は議会に上程される前の議案に関するものであり政策形成過程にある案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第 13 条に定める秘密会として審議したいと思ます。</p> <p>あわせて、第 45 号議案、第 46 号議案につきましても同様に政策形成過程にある案件であることから秘密会にして審議したいと思ますが、この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
教 育 長	<p>全員賛成でございます。これより会議は秘密会となります。</p> <p>なお、第 44 号議案から 46 号議案につきましては、議案が議会に上程された後に議事録の公開を可能とさせていただきます。</p>
教 育 長	<p>〔第 44 号議案から第 46 号議案の審議 政策形成過程終了につき公開〕</p> <p>それでは、まず第 44 号議案から審議いたします。内容について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
柴田教育推進課長	<p>第 44 号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてでございます。</p> <p>区長から教育長宛て、教育に関する事務の議案についてという文書がございます。平成 28 年第 4 回江戸川区議会定例会に下記の議案を提出する予定です。ついては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により教育委員会の意見を聴取いたします。記書きがございます。1、平成 28 年度江戸川区一般会計補正予算中教育の事務に関する部分、2、幼稚園</p>

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、この2点についての意見聴取でございます。

1枚おめくりいただきまして、まず最初の平成28年度江戸川区一般会計補正予算中教育の事務に関する部分でございます。今回の補正予算につきましては、こちらに概要として案をお示ししてございますが、職員の給与費についての補正でございます。教育推進費、そして学務費、教育指導費、学校施設費、教育研究所費と、それぞれ一般職の給与費の補正になります。と申しますのは、まず一番上に、教育費の既に計上している額ということで257億6,029万8,000円に対しまして、今回の補正額総額で212万4,000円というものです。内訳は下の表をごらんいただければと思います。

まず、教育推進費、教育推進課の一般職の給与費が最初でございます。まず、この教育費の予算の計上でございますが、当初予算につきましては、平成27年度の現員現給ということで、28年度の当初予算を計上してございます。実際に下の表をごらんいただきますと、教育推進費の一般職の給与費が今回、2,461万4,000円の増となっておりますが、その内訳として給料、そして、職員の手当と共済費となっております。

実は、教育推進課の職員数でございますが、昨年の当初予算を組む際の現員現給が138人、実際に28年度に入りまして、139人と1名の増となっております。出入りで2名増に対して1名減ということで、差し引き1名増となっております。そして、今年度の予算で足りないということになりまして、ここで増額の補正になります。それぞれ給与が1,433万円で、手当の部分が1,585万4,000円。反対に共済費についてはマイナスの557万円となります。

それが、例えば小学校費、これは区費の職員、小学校での区費の職員、こちらも人数の減ということで減額になります。それから中学校費、こちらは職員数は実際には増えておりますので増額と、足りないということでありませぬ。幼稚園費については、実際には減っておりますので減額の補正と。それぞれの課がそういったことで今回、まとめて教育委員会だけではなくて他の分も含めて財政課のほうでこの基礎数字は算出して、今回補正に挙げるというものでございます。ということで教育費としては、212万4,000円の増額という補正額でございます。1点目については以上でございます。裏面に他の課の内訳もつけさせていただいております。よろしいでしょうか。

教 育 長

説明を続けましょう。

<p>教育推進課長</p>	<p>2点目の幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。</p> <p>お手元に新旧対照表をおつけしております。今回の給与条例の改正については特別区人事委員会勧告の内容について、区長会と特区連との交渉で妥結した内容についての条例改正であります。1枚目の第1条関係でございますけれども、こちらは28年度について適用されるというものです。今回の勧告についてのポイントで言いますと、まず公民格差、月例給について公民格差が584円ということで、0.15%、これを解消するために給料表を改定しますというものです。それから、この給与改定については、28年4月1日にさかのぼって実施をしますというものです。</p> <p>もう一点が特別給の改定です。これは、年間の特別給の支給月額を0.1月分引き上げるというものです。現行が4.3月のものを4.4月に引き上げるという内容です。特別給には期末手当と勤勉手当という2種類がありますが、この引き上げ分については、勤勉手当に割り振るという内容です。</p> <p>なお、特別給の実施でございますが、本年11月30日に施行、そして、12月1日からその基準日として実施をするという予定でございます。今回の議会に諮るといふ条例の改正案でございます。</p> <p>今回の月例給及び一時金の引き上げについては、3年連続ということになっています。これについては25年ぶりということの勧告内容で、それをもとにする条例改正ということになります。</p> <p>まず、一つ目の新旧対照表、第1条と書いてございます上の部分、新旧対照表第1条関係と書いてあるものをごらんいただきたいと思いますが、赤字で示した部分が改定部分になります。先ほど申し上げました勤勉手当について、第30条2項で支給割合を規定されております。右側が旧のほうになりますが、こちらは28年度分の適用の改正が第1条ということになります。</p> <p>まず2項の部分で、職員の給与月額に100分の85とこれまで書いてあったものが左側で95ということで、100分の10ここで上がるという規定の変更です。括弧書きにあります赤字については、管理職の手当を受ける職員については、100分の105が100分の115になるという改定です。</p> <p>3項にありますのは、再任用職員に対しての引き上げの改正分です。こちらは、0.05カ月が引き上げられましたので、それをここに規定されております。</p> <p>裏面をごらんいただきますと、別表第1というところに赤字がついており</p>
---------------	---

ますが、それが別表が別に添付させていただきました給料表ということになります。縦書きで細かい字で恐縮なのですが、これは職員と同様に幼稚園教育職員もこのような形で給料表が定められておりますので、これが新旧での対象ということで別表ということになります。

第1条に関しては28年度の適用分ということになります。もう一点、実は3ページ目から第2条関係という今回の改正の第2条があります。こちらは、29年4月1日施行分の改正分になります。3ページ、新旧対照表の3ページ目が第2条関係と左肩の部分に書いてあります。こちらは、29年4月1日施行分ということでありませう。

なぜ1条、2条と分かれるかということになりますが、実は給料表、月額額の給料表の改定は先ほど申し上げましたけども、28年4月1日までさかのぼります。それが1条関係に記されております。

それから、特別給が年で0.1月分上がりますと申し上げましたけども、この特別給の勤勉手当というのは6月と12月の支給です。6月は既にもう支給されておりますので、12月の支給分で28年度の0.1月を支給するという改定を今回しています。第1条でしています。ただし、本則は6月、12月でそれぞれ0.05カ月上げるといふようなことに戻すために第2条関係でもう一度、一度改正した1条で改正したものを戻している。0.5戻している、そういう改正がまた第2条となっております。

教 育 長

100分の85を100分の95にして、100分の95を100分の90にすると、そういうことね。

教育推進課長

0.05戻すと。6月、12月の2回に分けて支給をしますよという本来のものに戻すのが第2条関係です。第1条では6月に既に支給している部分についても、合わせて12月で支給するために、0.1カ月分を一度に乘せていく改正をしているというものです。こういう改正になります。

ただし、第2条関係、5ページ目をごらんいただきたいと思ひます。第2条関係の付則の部分ですけれども、施行期日等ということを書いてございませう。この条例は公布の日から施行すると。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行すると。先ほど申し上げたように、本則に戻すために勤勉手当をもとに戻す。0.05カ月に戻すと、いふような改正を第2条ではします。

第1条の規定の括弧書きであります第30条第2項及び第3項の改定規定を除く、これは先ほど言ひました勤勉手当の0.1カ月分を12月で支給す

	<p>るための第1条の規定、これを除く次項において同じということがありますが、給料表については4月1日に施行になりますよということがここに書かれています。給料表は4月1日にさかのぼり、勤勉手当はさかのぼりませんという規定です。</p> <p>施行期日等の第3、これは適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給。例えば、これは昇給ですとか昇格、それから、育児休業等も入りますけれども、そういった給料表の異動があった場合においてはということでの規定です。3項の下のところに、当該適用または異動の日における号給は、人事委員会が定めるということで規定をされております。</p> <p>次が適用日前の異動者ということで、これについても号給の調整を行います。内容は人事委員会で行います。一番最後の行に書いてあります施行日から29年3月31日までの間における異動者の号給の調整というの、これも調整をするということで、人事委員会の定めるところにより必要な調整を行うことができるという規定になっています。よろしいでしょうか。</p> <p>複雑で恐縮なのですが、基本的には月額が上がります。それから、特別給も0.1月分が上がります。それについては、今年度は12月に1回で支給します。ただし、本則は6月、12月の2回の勤勉手当に分けて支給をするという規定をあわせて1条、2条という形で規定をするという、そういうつくり込みになっています。よろしいでしょうか。</p>
教 育 長	<p>よろしいですか。第44号議案について、ご質問とかご意見ございましたらお願いします。</p>
松 原 委 員	<p>これ、あれですよ。何カ月か前、日にちわからないですけど、要するに公民格差で上がるというのがありましたよね、のあれですよ。</p>
教育推進課長	<p>特別区人事委員会の勧告に従って、交渉によって決まると、受結した内容です。</p>
松 原 委 員	<p>何年かぶりというのあれですよ、上がったというのは。</p>
石 井 委 員	<p>公民格差という説明がありましたが、民としてはどのようなところが対象になっているのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>特別区内の企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の9,477</p>

	事業所を母体とした数字ということになります。
石井委員	ありがとうございます。
尾上委員	事業所というのは江戸川区、特別区内ですか。
教育推進課長	特別区内です。
尾上委員	わかりました。
教育長	だけど、特別区内の50名以上の企業が九千何ぼのわけないよね。尾上委員、そういうことですよ。
教育推進課長	50名以上の事業所から抽出したのが1,081ですから、全事業所数としては9,477です。50名以上は。
教育長	23区内で。
教育推進課長	特別区内です。
教育長	よろしいですか。いいですか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	では、ないようでございますので、このとおり決定させていただきます。 次に、第45号議案、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	ただいま、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴いまして、関連の規則の改正が45号議案、46号議案と続きますので、一括で説明させていただいてよろしいでしょうか。
教育長	よろしいですね。

<p>教 育 長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>一括して説明をお願いします。</p>
<p>教育推進課長</p>	<p>ただいまの給与条例の改定に伴いまして、まず45号議案、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部の改正についてでございます。</p> <p>お手元に新旧対照表をおつけしてございます。1枚でございますが、この中で別表第3ということで赤字でお示ししております。別に添付させていただきました号給がこういったものです。2級、3級、4級ということでお示ししてございます。これが幼稚園の教育職員の給与の級でございます。</p> <p>今回の改正は付則の部分です。この規則は交付の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部は、28年4月1日から適用するということでさかのぼります。</p> <p>この別表の内容が少し改正になっています。といいますのは、今回の人事院勧告が3年間、月例給が引き上げられたことに伴いまして、例えば、今回の人事院勧告で大きく変更されたのは、管理職ですとか係長職の職責の高まりを考慮して引き上げを強くしたと。一般職の上がり方よりも係長級、それから、管理職級の上がり幅が大きくなりましたよというそういう改正内容です。といいますのは、背景にはなかなか管理職にはなり手がいないとか、そういったこともあるのでしょうか、職責の高まりというようことも言われております。</p> <p>今回の昇給の改正というのは、昇格した場合、例えば、2級の一般の先生が3級の副園長に昇格する場合における、対応する号給を調整するというものであります。</p> <p>続きまして、46号議案は、先ほどもありました勤勉手当の条例の中でも規定されておりましたものでございます。それを規則として、勤勉手当規則の中でも改正を行うというものでございます。</p> <p>ですので、まず第4条の1項で、106分の95、100分の85が100分の95へ変わりますと、管理職については、100分の105が100分の115に変わりますと、そういう規定でございます。</p> <p>この規定については付則、裏面でございますが、この規則は交付の日から施行するというので、今のところ本議会の初日に追加議案で、11月30日に施行をする予定でございます。12月1日に適用ということで、今回の規則改正につきましては、今年度分だけを変えさせていただきます。</p>

	<p>2号のほうも来年度に先ほどの条例で変えたものが、ここで変えさせていただいていますということでございます。ただし、二つ目のほうは、ちょっともう一点別のことが盛り込まれておりまして、こちらのほう5ページあるうちの2ページ目をごらんいただきたいのですが、赤字でお示ししてございます。これは今回のベースアップとは別の要件で区長会と特区連とで合意をした内容でございますが、第5条の6号ですか、育児休業中の職員として在職した期間（当該育児休業の承認にかかわる期間）当該期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間が一月以下である場合を除くというふうに書いてあるのですが、これは勤勉手当の支給につきましては、欠勤の日数によって支給する割合が減額されていきます。育児休業とかそういったお休みをしたり、欠勤の分はその日数によって減額されていきます。これまでは育児休業等をとったとしても、その日数によっては、すぐに何割ということで減額がされていまして。例えば、七日間から13日間休むと9割5分の支給ですとか、二十日間から30日未満の場合には8割の支給ということで減額されていまして。これを今、育児休業をとることについては、一月分までは減額をしないと、要するにとりやすくすると、ワーク・ライフ・バランスじゃないですけども、育児休業をとりやすくしましょうということでの制度改正です。ですので、これまでは1日休めばカウントされてきたものを一月までは全額支給しましょうと、そういう改正内容になります。それがあわせて今回、勤勉手当の給与条例の他にあわせて改正された内容がここには含まれているというものでございます。</p> <p>以上2点が、勤勉手当に関する規則の一部改正の内容でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。今、第45号議案と第46号議案、あわせてご説明いただきましたが、あわせてご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いいいたします。</p>
石 井 委 員	<p>幼稚園の職員として採用された方についてお伺いしたいのですが、そういう方は、ずっと幼稚園の給料表でその先給料をもらい続けるということになりますでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>当初から幼稚園の教育職員として採用されておりますので、それはずっと適用されます。</p>
教 育 長	<p>石井委員、つまり幼稚園の教職以外に動くことあるのかという前提じゃな</p>

	いですか。
石井委員	動いたとしても、幼稚園の給料表で給料をもらうのかと。
教育長	まず、動くことがあるのかどうかということなのですよ。あった場合が、今度は幼稚園の教員じゃないでしょうということを石井委員はお話になっているのですね。
教育推進課長	それは採用されたときの職種でございますので、例えば、試験を受けて事務職に変わると、事務職試験を受けないと内部での能力検定というそういうものを受けない限りは変わりません。
教育長	他によろしいですか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	なければ、45号、46議案は原案のとおり決定させていただきます。 秘密会はここまでといたします。 続いて、第47号議案でございますが、中学校副校長の任命に関する東京都教育委員会への内申、これを議題といたしますが、これも人事に関する案件でありますので、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思っております。この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
教育長	全員賛成でございます。これより会議は秘密会とさせていただきます。 〔第47号議案 秘密会により審議〕
教育長	では、続いて日程第3に入ります。 教育関係事務報告にまいります。 はじめに、教育委員会後援名義使用承認についての報告にまいります。事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	教育委員会後援名義の使用申請でございます。一覧表をおつけしました。

	<p>行事名、第24回小松川平井地区小学校卒業記念ナイトウォーク、申請者はナイトウォークの実行委員会の会長名でございます。実施日時につきましては、29年3月25日土曜日から同26日の日曜日まで。実施会場は、出発到着地として小松川小学校、対象は地区内の小学校の卒業生と保護者でございます。経費の徴収ですが、一人600円、保険料と食料費ということでございます。賞状等につきましては、完歩賞をお出しするということです。毎年行われまして、今回で教育委員会の後援名義の回数が24回目となりまして、同時に区の後援名義の申請も出ております。夜間27キロを完歩するチャレンジ精神と、それをやり遂げた自信を小学校の卒業記念とするためというものであります。もう一枚、実施要項案をおつけしてございます。こういった内容で第24回目のものでございます。以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ということでございます。ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。</p>
尾 上 委 員	<p>小松川平井地区の小学校は何校あるのでしょうか。そしてあと、大体何人ぐらいを予定しているのか教えてください。</p>
教育推進課長	<p>今年から6校ということで、昨年度までは7校でございました。平井第二小学校が閉校となっております。ちなみに前回、23回の参加者でございますが、628名の参加です。このうち児童の参加が286名で、保護者、先生を合わせて今の286人に対して保護者、先生それぞれ84、12名での参加がありまして、学校関係では382名、その他実行委員会の方々ということで246名と、合わせて628名の参加があったと報告をいただいております。</p>
教 育 長	<p>よろしいですか、尾上委員。</p>
尾 上 委 員	<p>ありがとうございます。</p>
教 育 長	<p>他にいいですか。</p> <p>じゃあ、私から聞くのですが、これ6年生のうち286名、何割になります。6年生が全員対象でしょう、これ。だから、6年生だけなんだよね。そのうち286というと何割ぐらい行っているのだろう。卒業生徒だからね。どのぐらいだろう、これ。</p>

学 務 課 長	380から400ぐらいの、今年で言えば6年生のはずです。
教 育 長	6割以上行っているんだ。6割以上行っているということですね。参加率いいですね。そういう意味では。
尾 上 委 員	628人というと、スタートしてから最後結構の長蛇の列になりますよね。これって最初と最後の、最初はスタート、声かけして入って、帰り解散、自由解散でもないと思うのですが、その辺はどんなふうに行っているのでしょうか。
教育推進課長	班分けをして動いていると思います。それぞれ班のリーダーとかというだけで85名の方が実行委員会で班リーダーとして位置づけされておりますので。
教 育 長	学校ごとに頭とお尻と真ん中とそれぞれ地区委員さんですよ、地区委員さんだとかPTAだとか学校の先生だとか、校長も一緒に歩く人いるのですが、本当に安全を確保して、だから、半分がこの倍ぐらいが、行っている人の倍ぐらいが大人でしょう。ですから、大人より子どものほうが元気に帰ってくるようです。ところどころというか区域ごとに警察が見てくれているというようです。これはそこまでつくるのに大変だったと聞いています。
尾 上 委 員	すごい思い出になるでしょうね。
教 育 長	なりますね。
尾 上 委 員	ありがとうございます。
教 育 長	よろしいでしょうか。いいですか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	では、ないようですので、報告事項を了承させていただきます。 続いて、教職員の人事についての報告にまいります。この報告事項は人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘

	<p>密会により審議したいと思いますが、この発議に賛成の方、挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
教 育 長	<p>全員賛成でございます。これより会議は秘密会となります。</p> <p>〔秘密会により報告〕</p>
教 育 長	<p>続いて、12月の不登校対策強化月間の取り組みについての報告にまいります。事務局から説明をお願いします。</p>
指 導 室 長	<p>12月の不登校対策強化月間の取り組み、それから、実はその次の年末・年始の不登校対策、これも非常に関連していますので、一緒にという形で説明させていただいてよろしいでしょうか。</p>
教 育 長	<p>それをお願いします。</p>
指 導 室 長	<p>資料のほうをごらんいただきたいのですが、12月の不登校対策強化月間の取り組みについてでございます。</p> <p>こちらは、既に15日に開催しました校長会で各学校長宛てに配付、それから説明しているものでございます。本区においては、不登校対策ということで年間を通じて力を入れているところではあるのですが、特に次年度に向けた取り組みを進めていく上でも、この12月を不登校対策強化月間として捉えて、各学校で重点的に取り組んでいただこうというふうに考えているところでございます。</p> <p>具体的には、2番の取り組みの重点のところをごらんいただきたいのですが、まず(1)、特に小学校6年生、中学校1年生の早期発見、早期対応を重点としています。小学校6年生、中学校1年生というところなのですが、(2)にも関係するのですが、小学校から中学校への進学のときにどれだけ適切に情報共有であるとか、具体的な対応策を講じるかというのはポイントになってきますので、(2)としまして、小中連携を生かした具体的な対応策を講じるというようなことを掲げています。</p> <p>それから(3)ですが、進学・進級の時期になりますので、二者面談、三者面談、家庭訪問等を実施して、児童生徒、それから保護者との意思疎通を</p>

図る機会ということを掲げています。

それから、これは夏季休業終了後もそうなのですけれども、長期休業終了後、子どもたちの変化というのが起きやすい時期でもありますので、(4)としまして、児童生徒の変化に即座に対応できる体制というところで……います。

具体的な内容なのですが、3番のところに(1)(2)書きましたが、基礎情報カード、それから引き継ぎカードを作成し、不登校にさせないためのチェックシートの活用を図るといった段取りで各学校には指示しているところでございます。基礎情報カード、それから引き継ぎカードというのは、具体的に不登校のお子さん、不登校相当、準不登校といったような形で、それぞれ段階ごとに子どもたちの状況を記録して、それを学校の中で共有するといったものでございます。その引き継ぎカードというのは、今それを次の学年であるとか、次の学校に引き継ぐためにそれぞれ個人の情報を取りまとめておいて、次の担任であるとか次の学校に内容を引き継ぎましょうというような内容でございます。

囲みの中で 番、出席簿、要録を再点検の後、不登校、準不登校、不登校相当という表現を使っているのですが、それぞれの状態にある子どもを把握すると。ちなみに不登校については、これは問題行動等の調査で使っているように年間の欠席が30日以上のお子さんです。不登校相当というお子さんが次の段階になるのですが、欠席に遅刻早退を2分の1した数で30日以上を超えるお子さんを不登校相当としています。つまり欠席だけではなくて遅刻早退を含めて30日以上になった場合を不登校相当という表現を使っています。準不登校というのは、欠席数に遅刻早退を2で割った数を足したときに、その数が15日以上30日未満の場合を準不登校と使っています。ですから、それぞれ不登校のお子さんだけではなくて、その前段階にあるようなお子さんの状況も把握して情報を確認しておくというようなところでございます。具体的には、 番で引き継ぎカードを作成する。それから、それらの情報をもとにしてということで 番、進学・進級時の資料を作成するというような段取りで行っています。

その他はごらんいただければよろしいかなと思いますが、具体的に基礎情報カード、引き継ぎカード等の作成については、1枚めくっていただいて2枚目の資料のところに具体的な手順を示して学校には指示しているところでございます。

それから3枚目については、2枚目の資料をわかりやすいようなフローチャートのような矢印の形でつくったものが不登校の防止に向けてといった1

	<p>枚ペーパーになります。こちらについても学校に配付しているところがございます。</p> <p>もう一枚、年末年始の不登校対策についてといった資料をお配りしているかと思えますけれども、内容としては、年末年始に1年の不登校対策を振り返ってみましょうという内容です。特に中学校に入学後、不登校生徒数は約4倍に増えてしまうと、それを未然に防ぐために小・中学校間で児童生徒に関する情報の共有、組織的な対応を図る体制をつくるといったことを書かせていただいています。</p> <p>それから、資料の下のほうには、先ほど申し上げた基礎情報カードといった児童にかかわる情報を作成し、1月以降、中学校との連絡を引き継ぎをやりますので、その際に活用するといったところで書いております。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。今の件につきましてのご質問、ご意見ございましたらよろしく願いいたします。</p>
尾 上 委 員	<p>以前にもちょっと発言をさせていただいたことがあるのですが、この基礎情報カードすごく大事だと思うのです。特に校長先生が異動するところ、そういうところはやはり十分な伝達もやっぱりカードだけじゃなくていろいろなことが欠ける場合がありますので、特にそういう校長先生の異動等があるところに関しましては、十分に注意を払って対応していくというふうにしていただければなと思っております。</p>
教 育 長	<p>よろしいですか。</p>
尾 上 委 員	<p>はい。</p>
教 育 長	<p>他にどうでしょうか。</p>
松 原 委 員	<p>とにかく不登校の特効薬はないと思うのですが、やっぱり各校の小・中学校の校長さん同士がせっかく小中の連携校という形がある程度組織化されたので、そこで一番大きなのれんになると思うのですよね。情報共有して動く、これ、本当動かないといけないですね。それを担任任せにしていなくてやっぱりリーダーシップをとってどんどんやっていかないと本当に中学校の650人という数値は減らないと思うのです。</p>

教 育 長	この件についてはよろしいですか、委員の皆さん。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、ただいまの報告事項を了承させていただきます。 以上をもちまして、平成28年第22回教育委員会定例会を終了します。 お疲れさまでございました。 閉会時刻 午後3時18分